

2023年7月3日

企業会計基準委員会 御中

よしかわ監査会計事務所  
代表 公認会計士  
吉川 嵩悠**「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」に対する  
コメントの提出につきまして**

「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」に対しまして、  
以下、コメントを提出いたします。

**質問1（会計に関する指針のみを扱う実務指針等）**

会計に関する指針のみを扱う実務指針等については、該当するすべての実務指針等を移管プロジェクトの対象としています。当該方針に同意しますか。同意しない場合、どのような対象が適切と考えますか。

また、移管プロジェクトでは当該移管により実務を変更しないことを意図しているため、企業会計基準委員会の適正手続規則において「移管基準」（仮称）の分類を設けることを財務会計基準機構に依頼し、「移管基準」（仮称）にそのままの形で移管することが考えられるとしています。当該方針に同意しますか。同意しない場合、どのように移管することが適切と考えますか。

**質問1に対するコメント**

本方針に同意する。

なお、移管対象となる実務指針等の“名称”自体も変更せずに移管していただくように工夫をお願いしたい。当該趣旨は、実務指針等の移管によって生じる監査の基準及び会計の基準の適合修正作業を最小限に抑える必要があると考えることによる。

## 質問2（会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等）

会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等については移管プロジェクトの対象としないが、これらのうち、優先順位が高いと考えられる継続企業と後発事象については実務指針等の移管に係る実行可能性についての調査研究を実施するとしています。当該方針に同意しますか。同意しない場合、どのような方針が適切と考えますか。

### 質問2に対するコメント

本方針に同意するが、以下の実務指針等についても移管に係る実行可能性についての調査研究の早期の実施をご検討いただきたい。

- 監査・保証実務委員会実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」  
：継続企業、後発事象に関連する要素を含んでいると考えられるため。
- 監査・保証実務委員会実務指針第 77 号「追加情報の注記について」  
：継続企業、後発事象に関連する要素を含んでいると考えられるため。
- 監査委員会報告第 71 号「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」  
：金融商品の減損に関する論点として、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」等の要求事項と投資損失引当金の関係性をこの機会に明確化していただきたいため。

以上の実務指針等は、調査研究のリソースを大幅に要する内容ではないと考えられることに加え、（経理及び監査の）実務上、判断すべき論点として検討課題に挙がる場合が多く、調査研究の対象としてご検討いただきたいと考える。

## 質問3（その他）

その他、ご意見がありましたらご記載ください。

### 質問3に対するコメント

特にございませぬ。

経理実務担当者、監査人、財務諸表利用者にとって利便性の高い会計基準等の体系の構築を引続きよろしくお願ひ申し上げます。

以上